

# 製品生産における誤伐防止のためのチェックポイント

年 月 日

発注者

分任支出負担行為担当官

森林管理(支)署長 殿

請負者

住所

氏名

年 月 日契約した令和 年度〇〇署【△△地区】保全整備(保育間伐・地拵え・植付) 第〇号  
について、下記事項の通り提出いたします。

区 分	チェックポイント	チェック	
		はい	該当なし
保安林協議	保安林伐採協議及び作業行為の知事同意済内容を確認しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特に土場・森林作業道の作設面積は、確認しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
契約書と図面等の事前確認	契約書・仕様書・特記仕様書等の確認をしましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	関係図簿等の資料を確認しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	隣接地に収穫調査、立木販売済箇所及び分収林の有無を確認しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	伐採区域内における伐採除外地の有無を確認しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
境界の現地確認	林小班及び伐採区域の現地確認をしましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	隣接地の収穫調査、立木販売済箇所及び分収林を現地確認しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	伐区界等の不明箇所がありましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(ある場合) 不明箇所を監督職員等に確認依頼しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
支障木の取扱(裏面)	立木販売と製品生産事業での支障木の取扱方法の相違を理解しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	作業従事者に上記について周知しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
作業従事者・下請者への指導	作業従事者に図面等を配布し、次のことを指導しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 伐採区域の標示方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 伐採方法(帯状、定性等)及び伐採仕様(伐採率)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 調査木の標示方法(No.テープの記号、番号、色別)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 伐採除外地の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 伐採除外地の標示方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	作業従事者に上記について不明な場合は現場代理人へ報告するよう指導しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
丸太・砂利等運搬を除き、下請け作業がある場合、下請者に作業従事者と同様のことを指導しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

注:このチェック表は、事業計画書の承認を受けた後、**事業着手前に**監督職員に提出してください。

監督職員
年 月 日
官職氏名

## 支障木の取扱

項目	立木販売		製品生産事業	
	伐区内	伐区外	伐区内	伐区外
伐倒支障木	伐倒支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。  <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う</u>	同左	伐倒支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。  <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う</u>	同左
損傷木	損傷木が発生した場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。  <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	損傷木が発生した場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。  <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左
搬出路等支障木	搬出路支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。  <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	森林作業道支障木は、予め本物件の調査結果を活用して資材に繰入れ払出済のため、支障木届の提出は必要ない。	森林作業道支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。  <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>
土場支障木	土場支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。  <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	土場支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。  <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左